

「アットホームのぞみサービス利用契約書」

さん(以下「利用者」といいます。)と社会福祉法人あけぼの福祉会が経営する「アットホームのぞみ」(以下「事業者」といいます。)は、入居を希望する利用者に対し提供する指定共同生活援助事業について、次のとおり契約します。

(契約の目的)

第1条 この契約は、障害者総合支援法等関係法令の趣旨にしたがって、事業者が提供する支援サービスの内容と利用者が支払うべき料金との関係を明確にし、利用者と事業者の双方の理解と合意のもとに支援サービスが適切に提供されることを目的とします。

(サービスの内容)

第2条 事業者は、自立支援給付費対象サービスとして、別紙「重要事項説明書」に定める入浴、排泄、食事等の介護や日常生活上の支援、健康管理、相談及び援助等を行います。

2 事業者は、希望する入所利用者に対し朝・夕の二食を提供するものとします。

3 事業者は、自立支援給付費対象外サービスとして、予め利用者に対し当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者との合意に基づき、別紙「重要事項説明書」に定めるサービスを提供するものとします。

4 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者の行動を制限する行為を行いません。

(契約期間)

第3条 この契約の期間は、平成 年 月 日から利用者の自立支援給付費支給決定期間満了日までとします。

2 契約期間満了日以前に利用者が障害程度区分の変更を受け、支給有効期間の満了日が変更された場合には、変更後の支給有効期間の満了日まで本契約は自動的に同じ内容で更新されるものとします。

(個別支援計画)

第4条 事業者は、利用者の個別支援計画を作成し、これにもとづいた支援サービスを提供するものとします。

2 個別支援計画について、事業者は次の各号の業務をサービス管理責任者に行わせるものとします。

(1) 利用者について解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で、サービスの目標及びその期間、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点などを盛り込んだ個別支援計画を、

にゅうきよまえ さくせい
入居前に作成するものとします。

- (2) 前号の個別支援計画については、その内容を記した書面を利用者に交付・説明し内容の確認ならびに記名押印を受けるものとします。
- (3) 個別支援計画にもとづくサービス提供の現況等については、少なくとも6か月に1回、もしくは利用者の要請があった場合には調査・評価するものとします。
- (4) 前号の調査・評価の結果、個別支援計画変更の必要があると認められる場合は、利用者と協議して、計画を変更することにし、その内容を記した書面を利用者に交付・説明し、内容の確認ならびに記名押印を受けるものとします。

にゅういんきかんちゅうとう とりあつかい (入院期間中等の取扱い)

だい じょう じぎょうしゃ りょうしゃ いりょうきかん にゅういん ひつよう しょう ばあいなど にゅういんごおむ
第5条 事業者は、利用者が医療機関に入院する必要があるが生じた場合等であって、入院後概ね3
かげつ以内で退院することが明らかに見込まれるときは、利用者の希望等を勘案し、退院後再び当該
ホームに円滑に入所することができるようにします。

たいしよじ えんじよ (退所時の援助)

だい じょう じぎょうしゃ けいやくきかん しゅうりょう りょうしゃ たいしよ さい りょうしゃ きぼう りょうしゃ たいしよご
第6条 事業者は、契約期間が終了し利用者が退所する際は、利用者の希望、利用者の退所後の
かんきょうなどを考慮し、利用者の円滑な退所のために必要な援助を行います。

2 事業者は、支援サービスの提供の終了（解約の場合も含まれます。）に際し、終了の旨を援護
じっししゃ しちょうそん れんらく
実施者（市町村）に連絡します。

きんきゅうじ えんじよ (緊急時の援助)

だい じょう じぎょうしゃ りょうしゃ びょうじょう きゅうへん しょう ばあい たひつよう ばあい すみ きょうりょく
第7条 事業者は、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに協力
いりょうきかんまた りょうしゃ してい いりょうきかん しんざつ いらい
医療機関又は利用者の指定する医療機関での診察を依頼します。

2 前1項のほか、利用中に利用者の心身の状態が変化した場合は、利用者が指定する者に対し、
きんきゅう れんらく
緊急に連絡します。

しゅひぎむ (守秘義務)

だい じょう じぎょうしゃ せいとう りゆう かぎ ぎょうむじょうし え りょうしゃまた かぞく かん ひみつ
第8条 事業者は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者又はその家族に関する秘密
を保持する義務を負います。

2 事業者は、従事者が退職後、正当な理由がなく在職中知り得た利用者又はその家族に関する
ひみつ も 漏らすことのないよう必要な措置を講じます。

3 事業者は、利用者に医療等緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等
じょうほう ていきょう
の情報を提供できるものとします。

4 事業者は、第6条に定める利用者の円滑な退所のため支援を行う際に、利用者に関する情報
ていきょう ばあい あらかじめ ぶんしよ りょうしゃ どうい え
を提供する場合には、予め文書にて利用者の同意を得ることとします。

りょうりょうきん (利用料金)

だい じょう じぎょうしゃ だい じょう こう さだ じりつしえんきゅうふひたいしよさ ーびす かか くに さだ ひよう
第9条 事業者は、第2条1項に定める自立支援給付費対象サービスに係る国の定める費用のう

ち、市町村から受ける額の限度において、利用者に代わって市町村から支払いを受けます。

- 2 利用者は、第2条1項に定めるサービスに係る費用のうち、市町村から支払われる額を差し引いた別紙「重要事項説明書」に定める利用者負担額を事業者に支払うものとします。
- 3 利用者は、第2条2項に定める食事の提供を受けた際には、別紙「重要事項説明書」に定める所定の食費を事業者に支払うものとします。
- 4 利用者は、第2条3項に定めるサービスを受けた際には、別紙「重要事項説明書」に定める所定のサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
- 5 前項の他、利用者は、利用者の日常生活上必要となる諸費用の実費を負担するものとします。

(利用料金の支払方法等)

第10条 利用者は、第9条に定める利用料金の合計額を、月ごとに支払います。

- 2 事業者は、当月の利用料金の合計額の請求書を翌月10日までに利用者へ送付します。
- 3 利用者は、当月の利用料金の合計額を、翌月20日までに支払います。
- 4 事業者は、利用者から利用料金の支払を受けた時は、利用者へ領収書を発行します。

ただし、銀行振込の場合は、振込書を領収書とみなしますが、必要に応じて領収書も発行します。

(利用料金の変更)

第11条 第2条1項に定めるサービスに係る国の定める費用に変更があった場合、事業者は当該利用者負担額を変更することができるものとします。

- 2 第9条4項及び第9条5項に定めるサービスについては、経済状況の著しい変化などのでやむを得ない事由がある場合には、1ヶ月前までに利用者の同意を得た上で、利用料金を変更することができるものとします。

(虐待防止のための措置)

第12条 事業者は、利用者へ身体的、精神的苦痛等の虐待を防止するため、責任者を設置し、サービス提供担当者に虐待防止啓発のための定期的研修を実施します。

(契約の解約等)

第13条 利用者は、30日以上予告期間において文書で事業者へ通知することによりこの契約を終了することができます。ただし、次の事由に該当する場合には、利用者は、文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。

- (1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しないとき。
 - (2) 事業者が守秘義務に違反したとき。
 - (3) 事業者が社会通念に逸脱する行為を行ったとき。
 - (4) 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、もしくは傷つける恐れがあるにもかかわらず、事業者が適切な対応をとらないとき。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し、30日間の予告期間において理由

しめ ぶんしょ つうち けいやく しゅうりょう つぎ じゅう
を示した文書で通知することにより、この契約を終了することができます。ただし、次の事由に
がいとう ばあい ぶんしょ つうち ただ けいやく かいやく
該当する場合には、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- (1) りょうしゃ じぎょうしゃ しはら さーびす りょうりょうきん かげつじょうたいのう きげん さいだ さいさん
利用者が事業者に支払うべきサービスの利用料金を3ヶ月以上滞納し、期限を定めて再三
さいこく きげん さーびす りょうりょう しはらい ばあい
催告したにもかかわらず、その期限までにサービス利用料の支払がない場合。
 - (2) りょうしゃ いりょうきかん にゆういん あき かげつない たいいん みこ ばあい また
利用者が医療機関に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、又は
にゆういんご かげつけいか たいいん ばあい
入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合。
 - (3) りょうしゃ けいやく けいぞく しがたいほどの ぶしんこうい おこな みと ばあい
利用者がこの契約を継続しがたいほどの不信行為を行ったと認める場合。
 - (4) てんさい さいがい た やむを得ない じゆうにより しせつ りょう ばあい
天災、災害その他やむを得ない事由により施設を利用させることができない場合。
- 3 利用者が契約期間満了以前に死亡した場合は、その時点をもって契約を終了するものとしま
す。
- 4 事業者が次のいずれかに該当した場合、契約は終了するものとします。
- (1) じぎょうしゃ つぎ がいとう ばあい けいやく しゅうりょう
事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない理由によりホームを
へいさ ばあい
閉鎖した場合。
 - (2) じぎょうしよ めつしつ じゅうだい きそん ていきょう ふかのう ばあい
事行所の滅失や重大な毀損により、サービス提供が不可能になった場合。
 - (3) じぎょうしゃ じぎょうしよ してい と け ばあい してい じたい ばあい
事業者が事業所の指定を取り消された場合、または指定を辞退した場合。

きよしつ あ わた せいさん (居室の明け渡しと精算)

だい じょう けいやく じゅうりょう ばあい において、利用者はそれまでに提供されたサービスに対する第9
じょう りょうりょうきん しはら ぎむ およ たい じょうこう ぎむ りこう うえ きよしつ あ
条にもとづく利用料金支払い義務及びその他の条項にもとづく義務を履行した上で、居室を明
わた
け渡すものとします。

ざんちぶつ ひきわた (残置物の引渡しなど)

だい じょう じぎょうしゃ けいやく じゅうりょう あと において、利用者の残置物がある場合、利用者、または身元
ひきうけにんなど むね れんらく
引受人等にその旨を連絡するものとします。

- 2 りょうしゃ みもとひきうけにんなど ぜんこう れんらく う あと しゅうかんない ざんちぶつ ひ と
利用者または身元引受人等は、前項の連絡を受けた後、3週間以内に残置物を引き取るものと
します。
- 3 じぎょうしゃ ぜんこう さいだ きかん す りょうしゃ みもとひきうけにんなど ざんちぶつ ひ と
事業者は、前項に定める期間が過ぎても利用者または身元引受人等が残置物を引き取らない
ばあい てきとう もの いたく ざんちぶつ りょうしゃ みもとひきうけにんなど ひ わた
場合は、適当な者に委託して、その残置物を利用者または身元引受人等に引き渡すものとします。
ただし、その引き渡しに係る費用は、利用者または身元引受人等が負担するものとします。

そんがいばいしやう (損害賠償)

だい じょう じぎょうしゃ しえん さーびす ていきょうじ じこ はつせい ばあい かんけいしちょうそん りょうしゃ かぞく
第16条 事業者は、支援サービスの提供時に事故が発生した場合は、関係市町村、利用者の家族に
れんらく おこな ひつよう そち こう
連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

- 2 じぎょうしゃ しせつしえん さーびす ていきょうじ じぎょうしゃ せき き じゆう りょうしゃ そんがい あた
事業者は、施設支援サービスの提供時に、事業者の責に帰すべき事由により利用者に損害を与
えた場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。
- 3 りょうしゃ こい かじつ じぎょうしゃ そんがい あた むだん びひん けいじょう へんこう
利用者は、故意または過失により事業者に損害を与え、または無断で備品の形状を変更したと
きは、その損害を弁償し、または原状に復する責務を負うものとします。なお、損害賠償の額
りょうしゃほんにん しんしん じょうきょう こうりよ げんめん
は利用者本人の心身の状況を考慮して減免できるものとします。

(情報の保存)

第17条 事業者は、利用者に対する施設支援サービスの提供に関する書類等を整備し、この契約終了後5年間保存します。

- 2 利用者は、事務所において、当該利用者に関するサービス記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、自身に関するサービスの記録の複写物の交付を受けることができます。ただし、複写に関しては、事業者は利用者に対して実費相当額を請求できるものとします。

(苦情解決)

第18条 利用者又はその家族、後見人等は、事業者が提供した支援サービスに関する苦情がある場合は、いつでも別紙「重要事項説明書」に記載されている苦情相談担当窓口で苦情を申し立てることができます。事業者は、苦情が申し立てられたときは速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無及びその方法について利用者又は家族、後見人等に文書で報告します。

- 2 事業者は、利用者又はその家族、後見人等が苦情申立てをした場合に、これを理由として利用者に対し、一切の不利益を与えないものとします。

(身元引受人)

第19条 事業者は、利用者に対し、身元引受人を求めることがあります。ただし、利用者に身元引受人をたてることのできない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。

- 2 身元引受人は、次の各号の責任を負います。
 - (1) 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に行われるように事業者に協力すること。
 - (2) 契約解除又は契約終了の場合、事業者と連携して利用者の状態に応じた適切な受け入れ先確保に努めること。
 - (3) 利用者が死亡した場合の遺体の引取り、遺留金品の処理その他必要な措置。

(その他)

第20条 この契約に定めない事項について疑義が生じたときは、知的障害者福祉法及び障害者自立支援法その他の関係法令に従い、利用者、家族、後見人等が信義に従い誠実に協議して決定します。

じょうき けいやく せいりつ しょう
上記の契約の成立を証するために、この契約書2通を作成し、利用者及び事業者が記名押印の上、
かくじ つう しょうじ
各自その1通を所持します。

へいせい ねん がつ にち
平成 年 月 日

りようしゃ
利用者
じゅうしょ
住所 〒

しめい
氏名
いん
印

りようしゃ せいねんこうけんになど
利用者の成年後見人等

じゅうしょ
住所 〒

しめい
氏名
いん
印

ぞくがら
続柄

じぎょうしゃ
事業者
じゅうしょ
住所 〒045-0024

ほっかいどういわないぐんいわないちょうあざのすか ほんち
北海道岩内郡岩内町字野東210番地

めいしょう
名称
しゃかいふくしほうじん
社会福祉法人
あけぼの福祉会
りじちよう
理事長
にしぎき きみかず
西崎 公一

いん
印